

Q 長期出張者には通勤手当を支払わなくてもよいか。

A 通勤手当は法律上、使用者に支払い義務が課されているものではありません。しかし、労働契約により通勤手当を支払うとしている場合は、支払い義務が生ずることになります。

このように通勤手当は、労働契約によって、支給の有無や金額、方法などの支給条件が決められるものですから、労働契約による取り決めにゆだねられることになります。

通勤手当は、一般に、通勤のために必要な交通費を会社が負担する実費弁償的な賃金ですから、労働者が何らかの理由で、通勤しない場合は、通勤手当を支給しないとすることも可能です。

例えば、通常は1ヵ月分の定期券代を通勤手当として支給している場合に出張のため1ヵ月間全く通勤しなかった場合には、通勤手当を全額支給しないことと取り扱うこともできます。

ただし、このような場合であっても臨時に出勤する必要が生じた場合は、出勤した日の通勤費用については別途支払う必要があります。